



令和6年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業
(電気用品安全法の規制対象品目及び技術基準解釈の見直し等に係る調査)

報告書概要
(公表用)

2025年 2月

一般財団法人 電気安全環境研究所

第1部 リチウムイオン蓄電池やポータブル電源の安全対策に関する調査

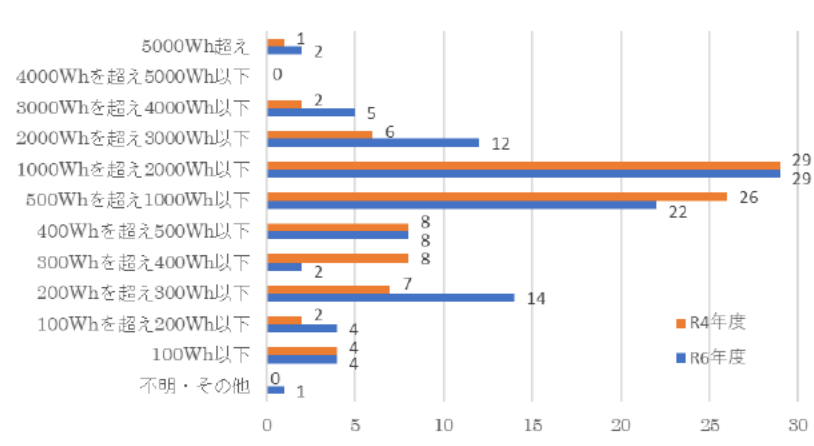
モバイルバッテリーや電動工具等に搭載されるリチウムイオン蓄電池の事故件数は、リコール製品や製品の多様化等を背景に、2022年度は前年度より増加したところ、電気用品由来の危害等の発生を防ぐ視点より、更なる安全対策を講じるべきではないか等の声がある。

また、リチウムイオン蓄電池等を搭載するとともに交流100ボルト程度を出力するポータブル電源は、近年、災害時やアウトドアで家電の利用やスマートフォンなどの充電が可能な手段として消費者に浸透しているが、ポータブル電源の使用による事故（全て火災）は増加傾向にあるところ、2023年度に経済産業省の委託事業として実施した官民参加型検討会の下で安全性要求事項（中間取りまとめ）が取りまとめられた他、上記検討会に参加した製造事業者・輸入事業者等による連絡会が立ち上がった状況ではあるものの、安全確保の観点から予断を許さない状況にある。

この状況に鑑み、本事業では、電気用品そして消費者の安全確保の観点からリチウムイオン蓄電池（搭載機器を含む）及びポータブル電源に係る事故発生状況や国内に流通している製品の状況等を精緻に整理・分析を行うとともに、安全対策の高度化に向けた検討や多くの消費者が日常使用するこれら製品がもたらす可能性のあるリスクについての認識を高めることを目的とした適切な安全情報の周知を行うことを目的として事業を行った。

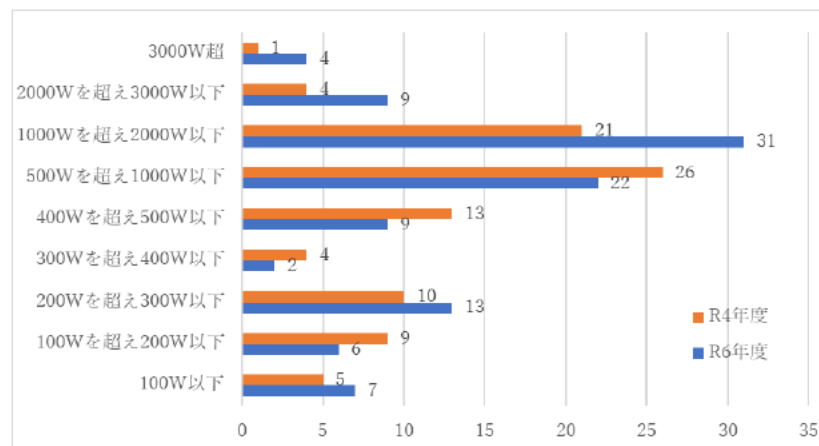
ポータブル電源の市場流通状況

- ポータブル電源の国内出荷台数は年々増加の傾向にあり、市場製品をWeb調査した結果、R4年度に比して①搭載電池は大容量化し、②交流出力側の電力も大型化していること、③三元系からリン酸鉄系のリチウムイオン電池に移行しつつあることが判った。



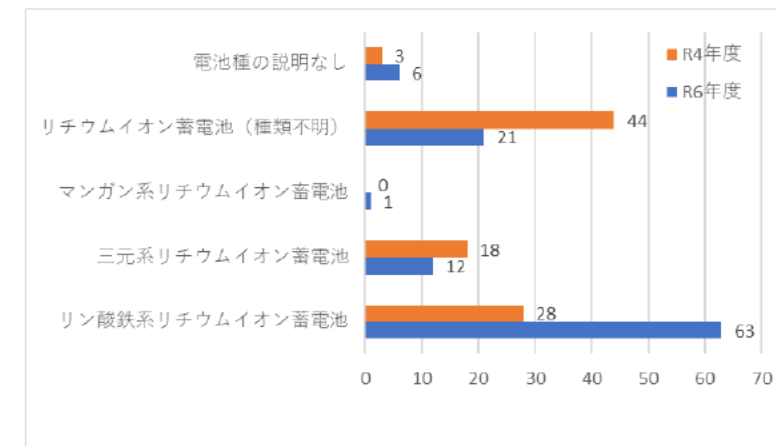
①搭載電池容量の分布

1,000Whを超え2,000Wh以下の範囲は、R4年度調査と同様に多い傾向だが、2,000Whを超え3,000Wh以下や、小型の200Whを超え300Whの範囲は、R4年度よりR6年度が多くなっている。



②交流出力容量

搭載電池容量の分布と同様に、R4年度調査に比べ取り出せる交流出力定格も大きくなってきている。

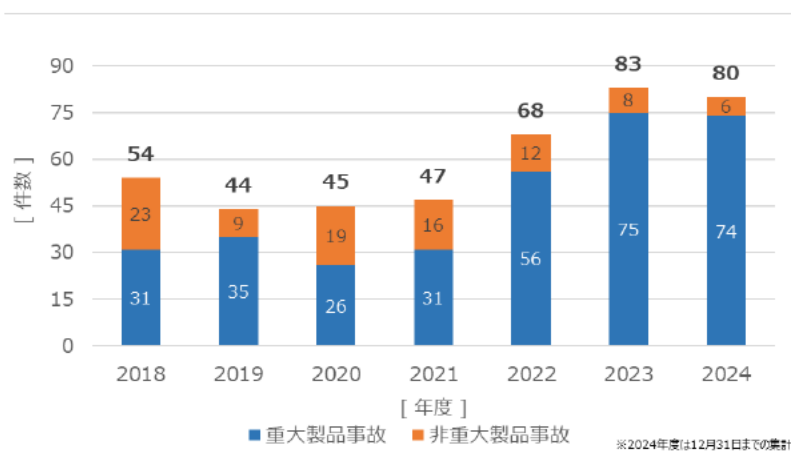


③搭載充電電池の種類

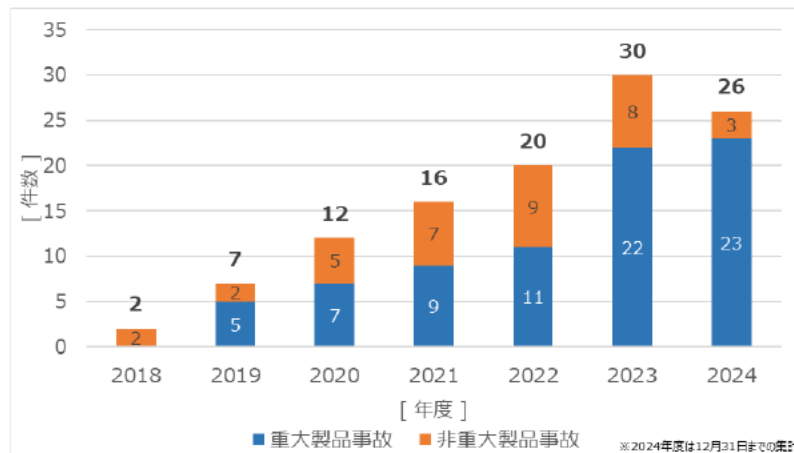
R4年度調査ではリチウムイオン蓄電池のうち約30%がリン酸鉄系であったが、今年度調査では約65%を占めている。

国内外の事故・違反の動向

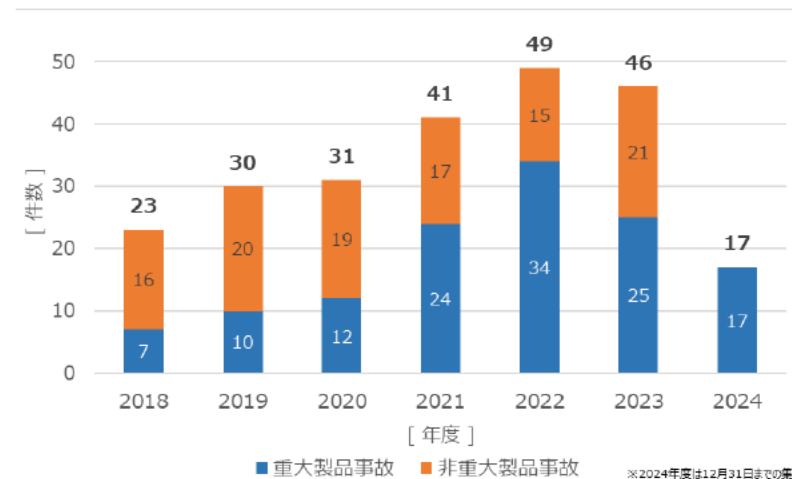
・モバイルバッテリー、ポータブル電源、電動アシスト自転車用バッテリーの事故の動向は下図のとおり。モバイルバッテリー、ポータブル電源も2023年度まで増加傾向にあり、2024年度も高い水準にある。一方、電動アシスト自転車用バッテリーの事故件数は2022年をピークとしているが、今後の動向に注意が必要。



①モバイルバッテリー



②ポータブル電源



③電動アシスト自転車用バッテリー

・CPSC（米国）

モバイルバッテリーのリコール情報は、2017年からの累計で20件。うち、2022年（1件）、2023年（4件）、2024年（7件）と、絶対数は少ないものの増加傾向。ポータブル電源は累計2件、電動アシスト自転車用バッテリーは累計5件。直近で増加している傾向はなかった。

・Safety Gate（欧州）

モバイルバッテリーのアラート情報は2017年からの累計で5件。感電、火災や火傷のリスクが挙げられている。ポータブル電源は累計7件（2023年度の調査から2件増）、電動アシスト自転車用バッテリーは累計5件。直近で増加している傾向はなかった。

製品安全の動向

・モバイルバッテリー

適用規格は、以下のとおり。リチウムイオン蓄電池に適用されるIEC62133-2をベースとした規格を適用する国は、調査の範囲では日本と韓国のみ。
電波雑音の発生についての規制は多くの国で適用されている。

国・地域	安全		エミッション		イミュニティ	
	適用規格	対応国際規格	適用規格	対応国際規格	適用規格	対応国際規格
米国	UL 2734	-	FCC Part15	-	-	-
欧州（EU）	-	-	EN55032	CISPR32	EN55035	CISPR35
ドイツ	EN62368-1	IEC62368-1	EN55032	CISPR32	EN55035	CISPR35
英国	EN62368-1	IEC62368-1	EN55032	CISPR32	EN55035	CISPR35
日本	J62133-2	IEC62133-2	-	-	-	-
韓国	KC 62133-2	IEC62133-2	KS C 9832	CISPR32	KS C 9835	CISPR35
中国	GB4943.1	IEC62368-1	-	-	-	-
インド	IS13252(パート1)	IEC60950-1	-	-	-	-
オーストラリア	AS/NZS 62368-1	IEC62368-1	AZ/NZS CISPR32	CISPR32	-	-

・ポータブル電源

R5年に実施した調査から変化はない。米国では連邦レベルでの安全規制はないが、FCCによる電波雑音の発生の規制がある。欧州は低電圧指令及びEMC指令、中国ではCCCの強制認証が適用される。

・電動アシスト自転車用バッテリー

米国では、連邦レベルでの規制はない。CPSCによりUL2272（ホバーボードなどのeモビリティ機器の電気システム）、UL2849（eバイクの電気システム）への準拠が呼びかけられている。また、ニューヨーク市のように法令で電動自転車、電動スクーターなどのマイクロモビリティ機器を販売、リース、配布する企業はUL又は他の国家認定試験所（NRTL）からの認証を受けることを必要とする事例がある。

欧州では、機械指令の対象となっており、電動アシスト自転車用のバッテリーに対しては、EN50604-1（Secondary lithium batteries for light EV (electric vehicle) applications - Part 1: General safety requirements and test methods）が適用される。

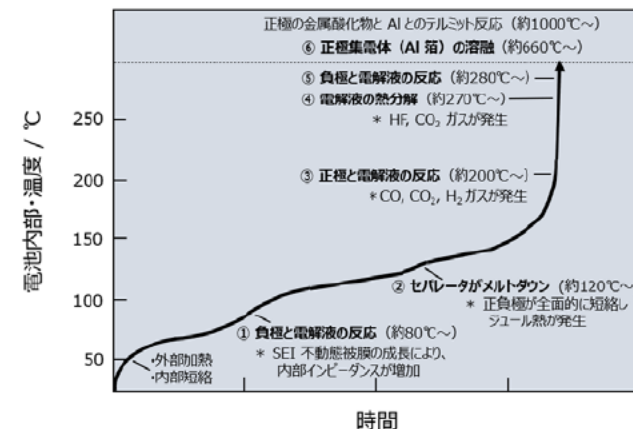
中国では、電動自転車用リチウムイオン電池技術規範（GB43854-2024）が国家市場監督管理総局（国家標準管理局）により公布され、2024年11月1日より施行された。

リン酸鉄系リチウムイオン電池

- ・リン酸鉄系リチウムイオン蓄電池側を搭載したポータブル電源は市場の製品のWeb調査の結果、R4年の調査時点から比較して倍増している。
- ・正極材料にオリビン系リン酸鉄を使用した場合、リンと酸素の元素は共有結合により強力に結合され、約600℃に達してもリンと酸素の結合は切れず酸素を放出しない。三元系の正極材料のように正極材料から放出される酸素と電解液の反応（右図の③）による温度上昇が発生しないため、熱暴走を抑制する可能性が高い。
- ・しかしながら負極の劣化度合いによっては負極と電解液の反応（右図の⑤）の開始温度は低くなる。温度上昇の状況によっては③の反応を経ずに熱暴走に至るリスクがある。

リン酸鉄系のリチウムイオン電池についてもリチウムイオン電池の安全規格（JIS C 8715-2（2024）、JIS C 62133-2（2020）等）による安全性の評価は必要である。

LIB 熱暴走・発熱挙動イメージ図



リチウムイオン蓄電池搭載機器、リチウムイオン蓄電池の規格調査

- ・JIS C9335-1（家電機器）では、蓄電池を搭載する機器については、リチウムイオン蓄電池セルについてはJIS C62133-2への適合を求めるほか、機器との組合せにて安全性の評価を規定。JIS C62133-2の要求事項に加え、バッテリー自体の温度上昇の制限、電子回路の故障時の上限充電電圧制限などの要求が適用される。
- ・JIS C62841-1（電動工具）では、電動工具用バッテリーは手荒な使用、高い充放電電流など、その他の機器に用いられるバッテリーパックとは異なるとして、一般のバッテリーパックに適用する規格ではなく、電動工具の規格の要求事項に適合することを求めている。
- ・JIS D9115（電動アシスト自転車）では、バッテリーパックに用いる電池は電安法によることとしバッテリーパックについては過充電や短絡の防止、防水性を担保すること等を規定。ただし、上述の電気機器の規格と違い具体的な試験等の要求はない。

機器との組合せでの評価が必ずしもなされていないと見られる非純正バッテリーによる事故の未然防止のためには、リチウムイオン蓄電池に適用する技術基準解釈の例示において、機器との組合せでの評価が必要であるといった注意書きが必要。

モバイルバッテリーの適用規格

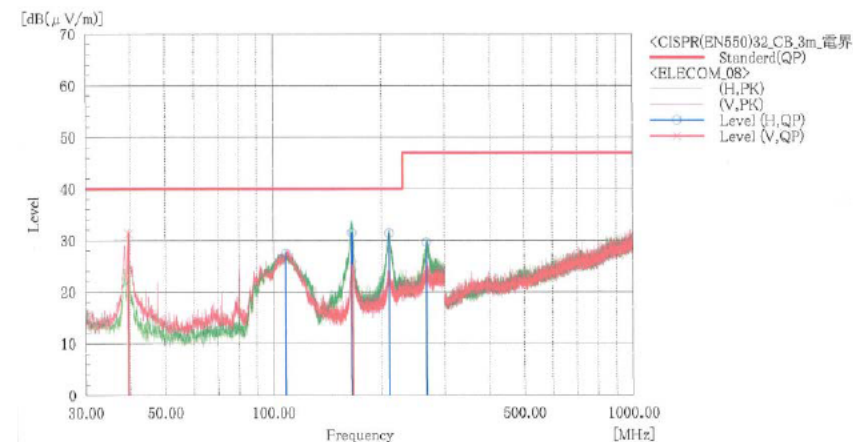
・モバイルバッテリーには、IEC62368-1の整合規格と電波雑音の規制が多い。他方、我が国ではモバイルバッテリーに適用する技術基準解釈としてJIS C62133-2を例示。JIS C62368-1及びJ55032を適用することの妥当性を実証試験を実施する等して検討した。

①JIS C62368-1の適用の妥当性

- ・適用範囲としてモバイルバッテリーを明示していない。しかし、附属書A1では「この規格の適用範囲の対象機器に電源を供給することを意図した電源装置」とあり、モバイルバッテリーは商用電源に接続されない機器であるものの、これに類似するものと考えられる。
- ・JIS C62368-1はJIS C62133-2の要求事項に加え、電気的要因による火災(箇条6)に対する防火用エンクロージャーの要求や、熱エネルギーによる熱傷(箇条9)を防止するための温度上昇の判定、充電セーフガード(単一故障状態においてセルの最大充電電圧及び最大充電電流を超えないこと等)(細分箇条M.4.2)等といった要求事項が適用されるため、JIS C62133-2のみで評価した場合に比べて安全性の向上に寄与するものと考えられる。

②J55032の適用の妥当性

- ・適用範囲としてモバイルバッテリーを明示していない。しかし、JIS C62368-1同様の機器を対象とした規格であり、モバイルバッテリーにJIS C62368-1を適用する場合はこの規格を適用することが妥当。
- ・リチウムイオン蓄電池セルは電波雑音の発生要因はないが、モバイルバッテリーは充放電のためのDC/DCコンバータを搭載しており、電波雑音の発生が想定される。
- ・実証試験により測定した結果、右図のとおり電波雑音の発生が観測された。





安全情報の周知

- ・消費者向けに安全情報の周知を行う方法として、①消費者向け情報提供サイトの活用、②SNSの活用、③セミナーでの広報活動、④イベントでの広報活動について検討した。
- ・JETは、内閣府地方創生SDGs官民連携プラットフォーム「安全とSDGs分科会」2024年度秋季シンポジウムにおいて、OECD国際共同啓発キャンペーンに紐づけて解説し、リチウムイオン電池の安全性について意識を高く持つよう呼びかけたほか、最近の製品安全関連トピックスに関する関心度調査を実施し、選択項目として非純正バッテリー（含むモバイルバッテリー）の事故を取り上げた。
- ・また、イベントでの広報として、六甲アイランド地域振興会の賀詞交換会において、登壇し、約100名の参加者に向けて、OECD国際共同啓発キャンペーンについて紹介するとともに、リチウムイオン電池の安全性について、消費者庁の資料を活用して説明した。

第2部 電気用品安全法の技術基準解釈見直し

平成25年7月1日、電気用品の技術上の基準を定める省令（以下「技術基準省令」という。）の全面改正が行われ、品目ごとに技術基準省令を詳細に定める仕様規定から、電気用品の安全に必要な性能を定めた性能規定とする改正が行われた。

また、同じタイミングで、経済産業省は、事業者が性能規定化された技術基準省令を満たす目安として、当分の間、従来（平成25年6月末時点）の「仕様規定」を「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」（以下「解釈」という。）として通達で示す方針を示した上で、今後は、JIS等公的規格を積極的に活用していく方針も示した。

その方針を踏まえ、経済産業省は、関係者と連携の上、順次、電気用品安全法に係る解釈の見直しを進めてきたところ、令和4年12月には解釈別表第9（リチウムイオン蓄電池）の見直しが完了するとともに、令和5年6月には、解釈別表第1（電線及び電気温床線）、解釈別表第4（配線器具）、解釈別表第7（小形交流電動機）を解釈別表第12に一本化するための見直しが完了した。

他方、これまでの見直しに係る検討の中で、解釈別表第12において、いくつかの課題があり、解釈別表第12への一本化ができない状況となっている電気用品がある。

この状況に鑑み、本事業では、電気用品安全法に係る技術基準解釈通達の整備状況を精緻に分析するとともに、「① J I S 等公的規格の整備が進まず整合規格が採用できていない件の取扱い」、「② J I S 等公的規格は整備されているものの見直しが行われていない件の取扱い」等の課題を洗い出し、それら課題に対する対応方針について検討を進め、今後の作業の方向性等を取りまとめた。

解釈別表毎の別表第12への一本化状況は次のとおりである。

技術基準解釈（通達）	整備状況
別表第1（電線）	<u>＜解釈別表第12への一本化がされた＞</u>
別表第4（配線器具）	
別表第7（小型電動機）	
別表第9（リチウムイオン蓄電池）	
別表第2（電線管）	<u>＜解釈別表第12への一本化がまだされていない＞</u> 【課題】 技術基準解釈（通達）の解釈別表第十二について、 ・「例示として活用可能な整合規格が整備できていない」 ・「JIS等公的規格は整備されているが、見直しが行われていない」 等の理由により整備が不十分な状況。
別表第3（ヒューズ）	
別表第5（電流制限器）	
別表第6（変圧器・安定器）	
別表第8（電気製品）	
別表第10（雑音の強さ） ※ 雑音の強さについては、2024年度の電気用品調査委員会から解釈別表第十二への一本化が国に提案されている。	
別表第11（絶縁物の温度上値）	

課題 1 整合規格（民間の作成規格）に未整備のものがある

解釈別表第12の表ごとに未整備の規格・基準の課題を抽出結果を次に示す。

別表12 表	課題等概要
表 1	① 当該電気用品に関連の業界団体が存在するが、公的規格（国際規格等）が存在せず、整合規格が作成できない。 ② 当該電気用品の公的規格（国際規格等）が存在するが、関連の業界団体が国内に存在しないため、整合規格が作成できない。 ③ 当該電気用品の関係の業界団体及び公的規格（国際規格等）ともに存在しないため、整合規格が作成できない。 ④ 例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）等が存在するため、それらを廃止の必要がある。
表 2	雑音の強さに関する基準について、「IEC 61000-6-3」、「IEC 61000-6-4」をジェネリック規格として解釈別表第12に採用する必要性について検討が必要である。
表 3	遠隔操作機構を有するものに関する基準については、基準内容が通信回線を利用した遠隔操作に対する基準が不足しているため、解釈別表第4（JISC8300）及び解釈別表第8に整合する形での見直しが必要である。
表 4	経年劣化による注意喚起表示については、表示を必要とする当該製品の古い整合規格に規定がないため表 4 と併用して適用する必要があるが、該当製品の新しいJIS（整合規格）には表 4 と同等の規定が反映されているため、古い整合規格が廃止された後に、表 4 を廃止する必要がある。
表 5	事故未然防止にかかる安全基準は、事故が発生した場合、JIS改正を待たずに整合規格に対応規定を加えるために制定された基準である。このため、規定内容が表 1 のJISに反映された後は、削除が可能であるが、今後も事故発生時には、同様の対応が必要となることが考えられるので、枠組みとして当面は残しておく。

課題 2 解釈別表第12の別紙（国の解釈通達）が廃止されていない

解釈別表第12の表 1 に採用されている整合規格のうち、民間が作成した規格ではなく、国の解釈通達が採用されている規格（8規格）がある。これらの8規格は、解釈別表第12の別紙として、公開されているが、国の解釈通達を廃止し、民間が作成した規格を採用するという基本方針に対応していない。

課題 3 リスクアセスメントの必要性が理解されていない

事業者は、設計の自由度が大きくなり、迅速かつ的確な商品開発が可能となった一方で、新製品の開発に当たっては十分なリスクアセスメントを実施することや、既存製品であっても事故等の問題が起きた場合の再発防止策を安全原則に基づき検討するなど、技術基準の考え方が十分に浸透していないことよって、自己責任の重要性がますます高まったことに対する意識が不十分な可能性がある。

課題 4 a 解釈一本化に対する大幅な設計変更への対応が必要

技術基準解釈を一本化した場合、電気用品によっては大幅な設計変更が伴う可能性があるので、届出事業者に広く十分な周知する手段の確保する必要がある。また、今後、整合規格の新規作成及び見直しを行った場合の周知広報の強化も検討する必要がある。

課題 4 b 登録検査機関が対応できない規格への対応

特定電気用品に係る新たな整合規格が採用された場合、製造・輸入事業者のみならず、登録検査機関においても検査機器等を準備する必要があることにも留意する必要がある。



課題に対応する対応

【アクションシートの作成】

課題に対する対応については、報告書別冊のアクションシートにとりまとめた。

今後の対応

【リスクアセスメントチェックシート案の作成】

アクションシートによる対応を実施した場合、今後は、リスクアセスメントが必要となる機会が増えることが想定される。

このため、技術基準省令への適合性を確認するのためのリスクアセスメントマニュアル（仮称）の公開が望まれる。今年度の事業においては、リスクアセスメントマニュアル（仮称）の一部として、リスクアセスメントを実施する際に確認するポイントを技術基準省令毎にまとめた、リスクアセスメントチェックシート案（別紙）を作成した。

注記 なお、このリスクアセスメントチェックシート案は、表5の「電気用品安全法の技術基準解釈見直し検討委員会」で審議したものではないので、リスクアセスメントマニュアル（仮称）を作成するときに、別途、関係者による審議が必要である。

令和6年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業
(電気用品安全法の規制対象品目及び技術基準解釈
の見直し等に係る調査)



JET

報告書別冊

電気用品安全法の技術基準解釈見直し アクションシートの概略

一般財団法人 電気安全環境研究所



課題1 整合規格（民間の作成規格）に未整備のものがある

アクション1	業界団体が存在し、且つ公的規格が存在する場合は、 <u>電気用品調査委員会の活動を継続。</u>
アクション2	業界団体が存在し、且つ公的規格が存在しない場合は、 <u>業界団体が規格（JIS又は業界規格）を作成。</u>
アクション3	業界団体が存在せず、且つ公的規格が存在する場合は、 <u>産業標準化法第11条において、国がJIS規格を作成。</u>
アクション4	業界団体が存在せず、且つ公的規格が存在しない場合は、 <u>バスケットクローズ規格の作成等を検討。</u>
アクション5	例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）等については、 <u>電気用品調査委員会で廃止を承認後、国へ提案。</u>
アクション6	雑音の強さに関する基準について、「IEC 61000-6-3」、「IEC 61000-6-4」をジェネリック規格として解釈別表第12に採用するため、 <u>その必要性について電気用品調査委員会で検討。</u>
アクション7	遠隔操作機構を有するものに関する基準について、 <u>J 1000の別紙を解釈別表第4（JISC8300）及び解釈別表第8に整合する形で見直し案を電気用品調査委員会から提案。</u>
アクション8	<u>解釈別表第11をJIS化し、必要な整合規格から引用する。</u>

課題2 解釈別表第12の解釈通達（国が制定した解釈基準）が廃止されていない

アクション9	適切な時期に、 <u>表1の解釈通達の廃止を電気用品調査委員会から国に提案。</u>
--------	--

課題3 リスクアセスメントの必要性が理解されていない

アクション10	<u>解釈の本文の改正案を電気用品調査委員会から国に提案。</u>
---------	-----------------------------------

課題4 登録検査機関が対応できない規格への対応、解釈一本化に対する大幅な設計変更への対応が必要

アクション11	<u>登録検査機関の検討、その他周知広報の検討。</u>
---------	------------------------------

業界団体が存在し、且つ公的規格が存在する場合の整合規格の整備

- JISの原案作成団体及び電気用品調査委員会等と連携の上、当該JISが適用可能な電気用品の範囲を明確化する。
- 国のWG（電気用品整合規格WG）で、電気用品の技術上の基準を定める省令（以下「技術基準省令」という。）への整合確認を行い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（以下「解釈」という。）別表12に整合規格として採用する。

誰が	何をする	いつ（予定）
業界団体	JIS又はCISPRJを作成して電気用品調査委員会に整合規格案として提出する。	適宜実施中 （国際規格の動向にあわせて実施）
国 （国際電気標準課 委託事業）	産業標準化法11条に基づき、多数の業界が関係する又は業界がJISを作成することができない場合、国際整合JIS原案を作成し、JIS制定又は改正を行う。	対象規格があれば、毎年度実施する。
↓		
電気用品調査委員会	制定又は改正されたJIS又はCISPRJが技術基準省令に整合していることを確認し、国（製品安全課）に整合規格案として提案する。	適宜、業界団体等からの提出にあわせて実施する。
↓		
国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。	適宜、電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。



業界団体が存在し、且つ公的規格が存在しない場合の整合規格の整備

- 業界団体がIEC規格化を念頭にJIS又は業界規格を作成し、当該規格が技術基準省令に整合しているのか国のWGにおいて審議・確認の上、**解釈別表第12に整合規格として採用**する。
- 業界団体が、**将来の整合規格化を念頭においた業界規格等を作成及び改正できないケース**については、**作成等ができない理由を整理・明確化**する。

誰が	何をする	いつ（予定）
電気用品調査委員会	次スライドに記載しているAの電気用品について、業界の意向を調査する。	2025年度内に実施する。
		
業界団体	日本独自の製品に対するJIS又は業界規格を作成した場合、電気用品調査委員会に整合規格案として提出する。必要に応じて、国際規格提案を行う。規格を作成しない場合は、理由を明確にし、規格を作成するまでは【アクション4】で対応する。	規格を作成する場合は、2026年度中を目標とする。
		
電気用品調査委員会	提出されたJIS又は業界規格が技術基準省令に整合していることを確認し、国（製品安全課）に整合規格案として提案する。	2027年度までに業界団体等からの提出にあわせて実施する。
		
国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。	2028年度までに電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。



【アクション2】別紙

次のような仕分けを検討し、“**業界団体あり**”の場合は、**整合規格作成の計画を立てる。又は、整合規格が作成できない理由を明確化する**。整合規格を作成したものから電気用品調査委員会の「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」の見直しを行う。

業界団体	整合規格	電気用品例
A あり (業界規格の作成が優先)	通則あり／個別なし	電動かくはん機、電気みぞ切り機、電気角のみ機、電気チューブクリーナー、電気スケーリングマシン、電動刃物研ぎ機
		電気スチームバス、スチームバス用電熱器
	通則なし／個別なし	電熱式おもちゃ、電動式おもちゃ
		温度ヒューズ（容器がないもの）
		フロアダクト及びフロアダクト用附属品（金属製カップリング、金属製コネクター、金属製エルボ、金属製ボックス及びその他の金属製附属品）
B なし	通則あり／個別なし	電気消毒器、充電式携帯電灯、殺菌灯用安定器
		水道凍結防止器、ガラス曇り防止器、観賞植物用ヒーター、高周波脱毛器、電気採暖いす、電気火鉢、電気熔解器、電気焼成炉、現象恒温器、電気育苗器、電気香炉、電気ろくろ、電気捕虫機、電動脱穀機、電動もみすり機、電動わら打機、電動縄ない機、選卵機、洗卵機、園芸用電気耕土機、昆布加工機、するめ加工機、包装機械、自動印画定着器、自動印画水洗機、洗濯物仕上機械、洗濯物折畳み機、おしぼり巻き機、おしぼり包装機、理髪いす、電気噴水機、コンセント付家具、その他の電気気泡発生器、超音波ねずみ駆除器、超音波洗浄機、家庭用超音波治療器、その他の電気機械付家具
	通則なし／個別なし	電気浴器用電源装置、ベルトコンベア、空気圧縮機、電気楽器、電気オルゴール、ベル、ブザー、チャイム、サイレン、検卵器、高周波ウエルダー、電灯付家具、電気ペンシル、漏電検知器、雑音防止器（ バスケットクローズ規格 を適用する電気用品の候補）
		定額制用電流制限器 オゾン発生器用安定器

電気用品例は要精査



業界団体が存在せず、且つ公的規格が存在する場合の整合規格の整備

- 国際整合化の観点から、国際規格が存在する場合は、産業標準化法第11条により、国が委託事業によりJIS原案を作成する。

誰が	何をする	いつ（予定）														
国 (国際電気標準課 委託事業)	該当する規格について、産業標準化法第11条により、国際整合JIS原案作成が可能かを検討し、可能な場合は、国際整合JIS原案を作成し、JIS制定又は改正を行う。	①のJIS原案作成：2026年度 ②その後、発行される国際規格についても適宜実施する。														
	① 改正が必要なJIS <table><tr><th>整合規格</th><th>対象機器</th></tr><tr><td>JIS C 9335-2-12:2005</td><td>ウォームプレート及びこれに類する機器</td></tr><tr><td>JIS C 9335-2-43:2005</td><td>衣類乾燥機及びタオルレール</td></tr><tr><td>JIS C 9335-2-56:2005</td><td>プロジェクタ及びこれに類する機器</td></tr><tr><td>JIS C 9335-2-66:2005</td><td>ウォータベッド用ヒータ</td></tr><tr><td>JIS C 9335-2-71:2005</td><td>動物ふ卵及び飼育用電熱器具</td></tr><tr><td>JIS C 9335-2-78:2005</td><td>屋外用バーベキュー台</td></tr><tr><td>JIS C 9335-2-105:2007</td><td>多機能シャワーキャビネット</td></tr></table> ② 制定が必要なJIS JIS化されていないIEC 60335-2-107以降のIEC 60335シリーズの個別規格など。		整合規格	対象機器	JIS C 9335-2-12:2005	ウォームプレート及びこれに類する機器	JIS C 9335-2-43:2005	衣類乾燥機及びタオルレール	JIS C 9335-2-56:2005	プロジェクタ及びこれに類する機器	JIS C 9335-2-66:2005	ウォータベッド用ヒータ	JIS C 9335-2-71:2005	動物ふ卵及び飼育用電熱器具	JIS C 9335-2-78:2005	屋外用バーベキュー台
整合規格	対象機器															
JIS C 9335-2-12:2005	ウォームプレート及びこれに類する機器															
JIS C 9335-2-43:2005	衣類乾燥機及びタオルレール															
JIS C 9335-2-56:2005	プロジェクタ及びこれに類する機器															
JIS C 9335-2-66:2005	ウォータベッド用ヒータ															
JIS C 9335-2-71:2005	動物ふ卵及び飼育用電熱器具															
JIS C 9335-2-78:2005	屋外用バーベキュー台															
JIS C 9335-2-105:2007	多機能シャワーキャビネット															
電気用品調査委員会	制定又は改正されたJISが技術基準省令に整合していることを確認し、整合規格案として国（製品安全課）に提案する。①の改正によるJ60335-1(4 版-H20)の廃止も検討する。	①2027年度に整合規格案として提案。 ②その後、発行される国際規格についても適宜実施する。														
国 (製品安全課)	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。	2028年度に電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。														

業界団体が存在せず、且つ公的規格が存在しない場合の整合規格の整備

➤ 同じ製品カテゴリの活用可能なJISの通則はあるが、JISの個別規格がないケース

該当する電気用品に対応する個別規格ができるまでの間の対処策として、通則の適用に加えて、製造・輸入事業者が、自己責任の原則の下、個別製品に対してリスクアセスメントを実施することで技術基準省令への適合証明を実施する。この方針を、解釈本文に明記する。

➤ 活用可能なJISの通則も個別規格もないケース

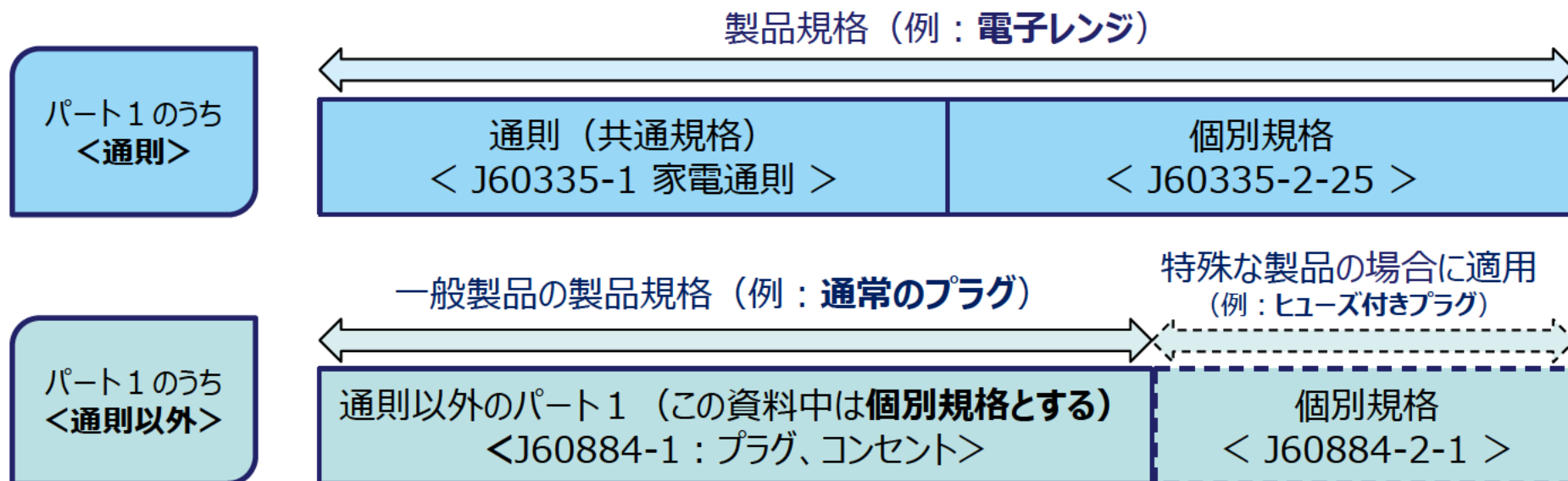
該当する電気用品に対応する個別規格ができるまでの間の対処策として、産業標準化法第11条によって、国が委託事業で解釈別表第8の共通の事項等をベースにした共通規格（以下「バスケットクローズ規格」という。）のJIS原案を作成し、JISを制定する。

バスケットクローズ規格を適用する電気用品については、バスケットクローズ規格だけではカバーできない製品特有のリスクに対してリスクアセスメントを実施することで技術基準省令への適合証明を実施する。この方針を解釈本文に明記する。

誰が	何をする（通則対応）	何をする（バスケットクローズ規格対応）	いつ（予定）
国 (国際電気標準課 委託事業)	—	産業標準化法第11条により、バスケットクローズ規格作成が可能かを検討し、可能な場合は、JIS原案を作成し、JISを制定する。また、アクション1等に参加しており知見をもっている団体の参加を積極的に促す。（可能でない場合は、2026年度に再検討）	2025年度に検討を実施する。 2026年度にJIS原案を作成する。
電気用品 調査委員会	通則の適用に加えて、個別製品に対するリスクアセスメントを実施する旨を、解釈本文に追記する提案を行う。（スライド19参照）	制定されたJISが技術基準省令に整合していることを確認し、整合規格案として国（製品安全課）に提案する。バスケットクローズ規格の適用に加えて、製品特有のリスクに対してリスクアセスメントを実施する旨を、解釈本文に追記する提案を行う。（スライド19参照）	2027年度に実施する。
国 (製品安全課)	解釈本文の改正を行う。	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。解釈本文の改正を行う。	11条対応が可能な場合、2028年度、電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。



- 解釈別表第12に採用されている基準のうち、J〇〇〇〇〇〇-1(以下「パート1」という。)として“-1”がつく規格については、表題に「通則」と記載されている規格と「通則」と記載されていない「通則以外」の規格がある。
- パート1のうち「通則」となる規格は、そのパート1の範囲でカバーされる製品カテゴリの個別規格と共に用いられる共通規格である。
なお、電気用品調査委員会の「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」には個別規格のみが掲載されており、「通則」となる規格は掲載されていない。
- 一方、パート1のうち「通則以外」となる規格は、その規格の範囲でカバーされる一般的な製品は「通則以外」のパート1だけで適用できる。
ただし、同じ製品カテゴリであっても、特殊な製品については、個別規格が存在する製品もある。（この資料においては、「通則以外」のパート1は、個別規格として扱う。）
なお、「通則以外」となる規格は「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」に掲載されている。





- 解釈別表第12の基準番号で通則と通則以外を分類すると以下の通り。

分類	カテゴリ	基準番号	備考
通則	電線	J60227-1 (ビニル電線)、J60245-1 (ゴム電線)	
	電線管	J61084-1 (線ぴ)、J61386-1 (電線管)	
	ヒューズ	J60127-1 (ミニチュアヒューズ)、J60269-1 (低電圧ヒューズ)、J73001-1 (配線用ヒューズ)	
	配線器具	J60947-1 (低圧開閉器)、J60998-1 (接続装置)、J61058-1 (機器用スイッチ)	
	変圧器	J61558-1 (変圧器)	
	家電	J60335-1 (家電機器) J60335-1(H27) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部:通則	J60335-1(3 版-H14) 及びJ60335-1(4 版-H20) を除く。(J60335-1 (H27) 以降、“通則”に改正された。)
	電動工具	J60745-1 (手持形)、J61029-1 (可搬形)、J62841-1 (電動工具)	J60745-1(1 版-H14) を除く。(J60745-1(3.2 版-H22)以降、“通則”に改正された)
	照明	J60598-1 (照明器具)、J61347-1 (制御装置)	
通則以外 (個別) ※赤字は特殊な機器に対する個別規格があるパート1	電線	J60502-1 (高圧電線)	
	電線管	J60670-1 (ボックス)	
	配線器具	J60309-1 (工業用カプラ)、J60320-1 (機器用カプラ)、J60669-1 (固定配線用スイッチ)、J60730-1 (自動制御装置)、J60838-1 (その他のランプソケット)、J60884-1 (プラグ、コンセント)、J61008-1 (住宅用漏電遮断器－過電流保護なし)、J61009-1 (住宅用漏電遮断器－過電流保護あり)、J61534-1 (ライティングダクト)	
	照明	J60432-1 (白熱電球)	
	IT/AV	J60950-1 (IT機器)、J62368-1 (IT/AV機器) J62368-1(2020) オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第1部:安全性要求事項	
	アーク溶接機	J60974-1 (アーク溶接電源)	

- 既存規格及び通則では、技術基準省令をカバーすることができないいくつかの電気用品に対して、**共通的に活用できるような規格**。
- 「バスケットクローズ規格」を適用した上で、製品が持つ固有のリスクに対してリスクアセスメントを実施することにより、**技術基準省令を満たすための証明に用いる**ことが目的。
- **解釈別表第8の共通の事項等をベース**に作成することを検討する。

【バスケットクローズ規格の概略】

序文

この規格は、原則として既存のJISに安全規格がない場合に用いることができる規格である。この規格を適用する場合、製品が持つ固有のリスクに対してリスクアセスメントを必ず実施する必要がある。

1. 適用範囲

この規格は、電気用品安全法の対象となる電気用品のうち

通則及び個別規格がない電気用品に対する共通規格であることを明記
(規格名称、適用範囲の具体化が課題)

2. 引用規格

3. 用語の定義

4. 以降、解釈別表第8の規定をベースにしたものを共通化して規定 (JISの様式に合わせた整理が必要)

① 解釈別表第8の 1. 共通の事項

(解説についてもJISに規定又は注記で記載)

② 水を使用する機器はアースの必要性や

屋外機器はシースなしコードの禁止などの一般的な要求

③ 絶縁性能

④ 平常温度上昇

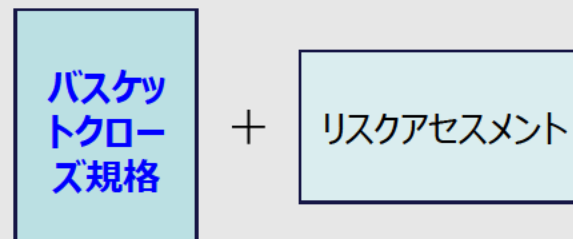
⑤ 異常温度上昇

⑥ 機械的強度

⑦ 表示の方式

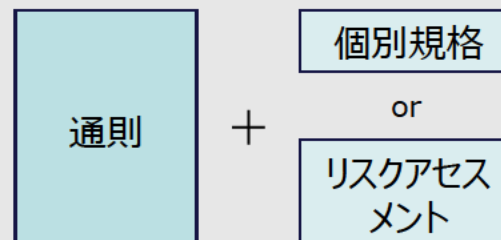
<バスケットクローズ規格の適用例>

通則なしの場合、技術基準省令を満たすためには



通則がない電気用品名に対して、バスケットクローズ規格が通則の役割を果たす

通則あり (個別あり／なし) の場合、技術基準省令を満たすためには



試験方法及び部品規格等の廃止提案

- 例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格等（17規格）については、整合規格としては廃止する。

誰が	何をする	いつ（予定）																																				
電気用品 調査委員会	次の規格について、解釈別表第12から廃止することを国（製品安全課）に提案する。	2025年度内に実施する。																																				
	<table><tr><th>整合規格</th><th>対象機器</th></tr><tr><td>JIS C 9335-2-73:2005</td><td>固体形浸せきヒータ</td></tr><tr><td>JIS C 9730-2-2:2010</td><td>感熱式モータ保護装置</td></tr><tr><td>JIS C 9730-2-3:2010</td><td>蛍光ランプ用安定器の感熱式保護装置</td></tr><tr><td>JIS C 9730-2-4:2010</td><td>密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置</td></tr><tr><td>JIS C 9730-2-5:2010</td><td>自動電気バーナコントロールシステム</td></tr><tr><td>JIS C 9730-2-8:2004</td><td>電動式ウォーターバルブ</td></tr><tr><td>JIS C 9730-2-9:2010</td><td>温度検出制御装置</td></tr><tr><td>JIS C 3662-2:2009</td><td>塩化ビニル絶縁ケーブルの試験方法</td></tr><tr><td>JIS C 3663-2:2003</td><td>ゴム絶縁ケーブルの試験方法</td></tr><tr><td>JIS C 9730-2-10:2010</td><td>モータ起動リレー</td></tr><tr><td>JIS C 9730-2-11:2010</td><td>エネルギー調整器</td></tr><tr><td>JIS C 9730-2-12:2010</td><td>電動式ドアロック</td></tr><tr><td>JIS C 9730-2-13:2010</td><td>温度検知制御装置</td></tr><tr><td>JIS C 9730-2-14:2010</td><td>電気アクチュエータ</td></tr><tr><td>JIS C 9730-2-17:2010</td><td>電動式ガスバルブ</td></tr><tr><td>JIS C 9730-2-19:2010</td><td>電動式オイルバルブ</td></tr><tr><td>別紙197（J61558-2-15（H14））</td><td>医療施設用変圧器（設備基準上、日本では使用不可のため廃止）</td></tr></table>		整合規格	対象機器	JIS C 9335-2-73:2005	固体形浸せきヒータ	JIS C 9730-2-2:2010	感熱式モータ保護装置	JIS C 9730-2-3:2010	蛍光ランプ用安定器の感熱式保護装置	JIS C 9730-2-4:2010	密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置	JIS C 9730-2-5:2010	自動電気バーナコントロールシステム	JIS C 9730-2-8:2004	電動式ウォーターバルブ	JIS C 9730-2-9:2010	温度検出制御装置	JIS C 3662-2:2009	塩化ビニル絶縁ケーブルの試験方法	JIS C 3663-2:2003	ゴム絶縁ケーブルの試験方法	JIS C 9730-2-10:2010	モータ起動リレー	JIS C 9730-2-11:2010	エネルギー調整器	JIS C 9730-2-12:2010	電動式ドアロック	JIS C 9730-2-13:2010	温度検知制御装置	JIS C 9730-2-14:2010	電気アクチュエータ	JIS C 9730-2-17:2010	電動式ガスバルブ	JIS C 9730-2-19:2010	電動式オイルバルブ	別紙197（J61558-2-15（H14））	医療施設用変圧器（設備基準上、日本では使用不可のため廃止）
	整合規格		対象機器																																			
	JIS C 9335-2-73:2005		固体形浸せきヒータ																																			
	JIS C 9730-2-2:2010		感熱式モータ保護装置																																			
	JIS C 9730-2-3:2010		蛍光ランプ用安定器の感熱式保護装置																																			
	JIS C 9730-2-4:2010		密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置																																			
	JIS C 9730-2-5:2010		自動電気バーナコントロールシステム																																			
	JIS C 9730-2-8:2004		電動式ウォーターバルブ																																			
	JIS C 9730-2-9:2010		温度検出制御装置																																			
	JIS C 3662-2:2009		塩化ビニル絶縁ケーブルの試験方法																																			
	JIS C 3663-2:2003		ゴム絶縁ケーブルの試験方法																																			
	JIS C 9730-2-10:2010		モータ起動リレー																																			
	JIS C 9730-2-11:2010		エネルギー調整器																																			
	JIS C 9730-2-12:2010		電動式ドアロック																																			
	JIS C 9730-2-13:2010		温度検知制御装置																																			
	JIS C 9730-2-14:2010		電気アクチュエータ																																			
	JIS C 9730-2-17:2010		電動式ガスバルブ																																			
JIS C 9730-2-19:2010	電動式オイルバルブ																																					
別紙197（J61558-2-15（H14））	医療施設用変圧器（設備基準上、日本では使用不可のため廃止）																																					
																																						
国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった規格を、整合規格としては廃止する。	2026年度に電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。																																				



雑音の強さに関する整合規格として、ジェネリック規格を作成

- 今後、電気用品で様々なものが開発されることを考慮して、必要に応じて、『IEC 61000-6-3 Generic standards - Emission standard for equipment in residential environments』、『IEC 61000-6-4 : Generic standards - Emission standard for industrial environments』（以下「ジェネリック規格」という。）を解釈別表第12に採用する。必要性については、電気用品調査委員会で検討を行う。

誰が	何をする	いつ（予定）
電気用品調査委員会	ジェネリック規格の必要性について、電波雑音部会で検討する。	必要性の検討：2025年度内 総務省答申案（必要な場合）： 2026年度に作成
↓ 総務省答申発行 ↓ 不要		
業界団体	総務省答申を受けてCISPRJを作成し、電気用品調査委員会に整合規格案として提出する。	規格を作成する場合は、2027年度に規格を作成する。
↓ ↓		
電気用品調査委員会	提出されたCISPRJが技術基準省令に整合していることを確認し、整合規格案として国（製品安全課）に提案する。	2028年度に業界団体等からの提出にあわせて実施する。
↓ ↓		
国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。	2029年度に電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。

【アクション6】参考資料

- 現在、解釈別表第12を適用しようとする際に、適用規格が判然としない製品があるが、最も適していると考え、規格を適用して、運用している。
- 他方で、現時点で想定していない機能を持つ製品が将来的に出現する可能性もあり、その場合、その製品に適した規格が存在しないという可能性を考慮して、**ジェネリック規格**（IEC 61000-6-3 及び IEC 61000-6-4）を解釈別表第12に採用し、適用すべきとの声もある。

電気用品名	カテゴリ	解釈別表第12	想定していない機能 適した規格が存在しない
	工業、科学及び医療用装置	J55011	ジェネリック規格
	家庭用機器	J55014-1	
	照明	J55015	
	マルチメディア機器	J55032	
	配線器具	J74001 等	
	アーク溶接機等	J60974-10 等	

or

J1000（遠隔操作機構を有するものに対する要求事項）の見直し

- 令和3年に策定されたIoTガイドラインとの整合を図る観点からの**J1000を解釈別表第4（JIS C 8300）及び解釈別表第8に整合させた見直し案を電気用品調査委員会から提案する。**

【見直しの方向性】

- 適用範囲は、配線器具及び交流用電気機械器具等とする。ただし、解釈別表第12の表1の電気安全に関する基準で、遠隔操作機構に関する要求事項が規定されている場合は、この基準を適用しないことを明確化する。
- 試験方法及び判定は、配線器具にあつては、JIS C 8300の箇条23、交流用電気機械器具等にあつては、解釈別表第八1（2）ロを引用することで、電気用品調査委員会が発行している「遠隔操作に関する報告書等」及び「IoTガイドライン等を解釈別表第八で合理的に活用するための解説」を活用できるようにする。

誰が	何をする	いつ（予定）
電気用品調査委員会	解釈別表第12の表3のJ1000の見直し案を作成し、国（製品安全課）に提案する。	2025年度内に実施する。
↓		
国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった見直し案を元に、解釈の改正を行う。	2026年度に電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。

【J1000の見直し案】 電気用品調査委員会で審議要

1 適用範囲

この規格は、遠隔操作機構を有する、次の電気用品に適用する。

- － 電気用品安全法施行令（昭和37年政令324号）別表第1第3号及び別表第2第4号に掲げる配線器具（以下「配線器具」という。）
- － 電気用品安全法施行令（昭和37年政令324号）別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機（以下「交流用電気機械器具等」という。）

ただし、表1の電気安全に関する基準で、遠隔操作機構に関する要求事項が規定されている場合は、この基準を適用しない

2 要求事項

遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によっては、電源回路の開路を行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

試験方法及び判定は、配線器具にあつては、JIS C 8300の箇条23、交流用電気機械器具等にあつては、次による（別表第八1（2）ロを以下に全文記載する）。

**解釈別表第11（電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値）のJIS化**

➤ 産業標準化法第11条又は第12条によるJIS作成が可能かどうかを検討し、可能な場合はJISを作成する。

誰が	何をする	いつ（予定）
国など (国際電気標準課 委託事業等)	解釈別表第11について、産業標準化法第11条（又は第12条）によりJIS原案作成が可能かどうかを検討し、JIS原案（解釈別表第11対応JIS）を作成し、JIS制定を行う。	2025年度に検討を実施する。 2026年度にJIS原案を作成する。
↓		
業界団体	必要に応じて、業界団体が作成する解釈別表第12採用JISに解釈別表第11対応JISを引用する。→ アクション1へ	解釈別表第8の一本化までに実施する。（2028年度目標）
↓		
国 (製品安全課)	JIS制定後、解釈別表第11を改正する。（解釈別表第8の一本化後の猶予期間の終了までの時又は解釈別表第12採用JISが解釈別表第11対応JISを引用したものに置き換わるまでの時のいずれか遅い時までの間は、旧解釈として残す。）	2028年度の改正を目標とする。



解釈別表第12の表1の別紙の廃止

- 現行の解釈別表第12の表1のうち、**JIS又は民間規格がなく、国が整備したJ規格**（解釈別表第12の本文が“別紙”となっている8規格）については、**採用以降、見直しが行われておらず、フォローアップを行う。**

【補足】

技術基準省令を性能規定化した改正時の解釈別表第12の整合規格は、“JIS”ではなく、解釈通達がほとんどであり、“別紙”として規定されていた。その後、“別紙”は、“JIS”に置き換えられる方針となり、**現在の整合規格は、ほぼJIS又は民間規格となっている**が、表2から表5も含めて別紙となっている13規格は、性能規定化後の技術基準体系の整備方針であるJIS等公的規格の作成に時間を要している。

カテゴリ	基準番号	別紙	誰が	何をする	いつ（予定）
家電	J60335-1(3版-H14) J60335-2-J6(H14)	別紙28 別紙107	業界団体（JEMA）	アクション2により別紙107と置き換えるJISを作成する。	2025年度（P）
			電気用品調査委員会	制定又は改正されたJISが技術基準省令に整合していることを確認し、国（製品安全課）に整合規格案として提案する。同時に、別紙28、107の廃止を国に提案する。	2026年度（P）
			国（製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。同時に別紙28、107の廃止を行う。	2027年度（P）
電動工具	J60745-1(1版-H14) J60745-2-7(H14) J60745-2-13(H14) J60745-2-15(H14) J60745-2-16(H14)	別紙135 別紙142 別紙147 別紙149 別紙150	業界団体（JEMA）	アクション1により別紙142、147、149、150に置き換えるJISを作成する。	2026年度（P）
			電気用品調査委員会	制定又は改正されたJISが技術基準省令に整合していることを確認し、国（製品安全課）に整合規格案として提案する。同時に、別紙135、142、147、149、150の廃止を国に提案する。	2027年度（P）
			国（製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。同時に別紙135、142、147、149、150の廃止を行う。	2028年度（P）
変圧器	J61558-2-15(H14)	別紙197	アクション5に含める。		

（P）は、検討中のため仮予定。



分類	カテゴリ	基準番号	別紙	対応方針	いつ（予定）
表 2	工業、科学及び医療用装置	J55011(H27)	別紙200の2（H27）	アクション 1 による。	総務省答申の発行後2年程度 (答申は2025～2026年度を目途)
	家庭用機器	J55014-1(H27)	別紙202（H27）	アクション 1 による。	総務省答申の発行後2年程度 (答申は2025～2026年度を目途)
表 3	遠隔操作	J1000(H14)	別紙204	アクション7による。	2025～2026年度
表 4	経年劣化	J2000(H20)	別紙205	※ 1 当面保留	2028年度に廃止の見込み
表 5	事故未然防止	J3000(H25)	別紙206	※ 2 当面継続	事故対応で適宜改正（廃止はしない）

※ 1 表 4．経年劣化による注意喚起表示【当面保留】

表 4 の経年劣化による注意喚起表示については、表示を必要とする製品の古い整合規格に規定がないため表4と併用して適用する必要があるが、当該製品の新しいJIS（整合規格）には表 4 と同等の規定が反映されているため、古い整合規格が廃止された後に、表 4 はいずれは廃止する。

[表 4 との組み合わせが必要な整合規格]

J60065（2019）オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項（2028年度に廃止の見込み）

J60335-2-40(H20) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2－4 0 部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項 2026 年 7 月 31 日まで有効

J62368-1(2020)オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項 2026 年 4 月 30 日まで有効

※ 2 表 5．事故未然防止にかかる安全基準【当面継続】

事故未然防止にかかる安全基準は、事故が発生した場合、JIS改正を待たずに整合規格に対応規定を加えるために制定された基準である。このため、規定内容が表1のJISに反映された後は、削除が可能であるが、今後も事故発生時には、同様の対応が必要となることが考えられるので、枠組みとして当面は残しておく。



解釈本文の改正

- 事業者が、整合規格適用の判断に迷うケース、リスクアセスメントの実施方法が不明なケースがあるなどといった現状もあり、**性能規定化の理解**が浸透していない。このため、IECガイド51等を参考にし、**解釈本文に次の趣旨でリスクアセスメントの必要性を明記する**改正を行う。
- A) 解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は、リスクアセスメント等の手段により技術基準省令の要件を満たす必要がある。
- B) 該当する個別製品の解釈がない場合、共通規格を適用することに加え、製品特有のリスクについては、リスクアセスメントを実施する必要がある。（アクション4の対応。）
- **具体案は、次スライド（別紙）参照。**

誰が	何をする	いつ（予定）
国 （製品安全課 委託事業）	電気用品安全法の技術基準省令への適合性の確認を自ら行う（自己適合証明する）ためのリスクアセスメントマニュアル（仮称）を作成する。	2025年度委託
電気用品調査委員会	A) 「解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は、リスクアセスメント等の手段により技術基準要件を満たす必要がある。」旨を追記した解釈本文の改正案を国（製品安全課）に提案する。	周知を含め、2026年度に実施する。
	B) アクション4に対応するため解釈本文の改正案を国（製品安全課）に提案する。	アクション4完了後に実施する。 （2028年度目標）
↓		
国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった改正案について検討し、解釈本文の改正を行う。	A) 2027年度 B) 2028年度

【アクション10】別紙

- ① 新開発の電気用品において、技術基準省令に規定する要件を満たすために**解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は**、リスクアセスメント等の手段により技術基準省令への適合性を証明することが必要であることを明確化する。
- ② 該当する**個別製品の基準が解釈にない場合**、共通規格（通則又はバスケットクローズ規格）の適用に加えて、製品特有のリスクについて、リスクアセスメントを実施することを明確化する。
- ③ ①を先行して改正し、②は**バスケットクローズ規格を解釈別表第12に採用**した後、改正する。
- ④ **リスクアセスメントチェックシート（案）**を作成する。

【解釈本文の見直し案】（要検討）

本解釈は、電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものであるが、**新開発の電気用品において、技術基準要件を満たすために解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は、リスクアセスメント等の手段により技術基準要件を満たすことを証明しなければならない。（①）**

一方、**解釈に製品特有のリスクが評価できる解釈がない場合、通則又はバスケットクローズ規格を適用することに加えて、製品特有のリスクに対してリスクアセスメントを実施することで、技術基準要件を満たすことが証明することができる。（②）**

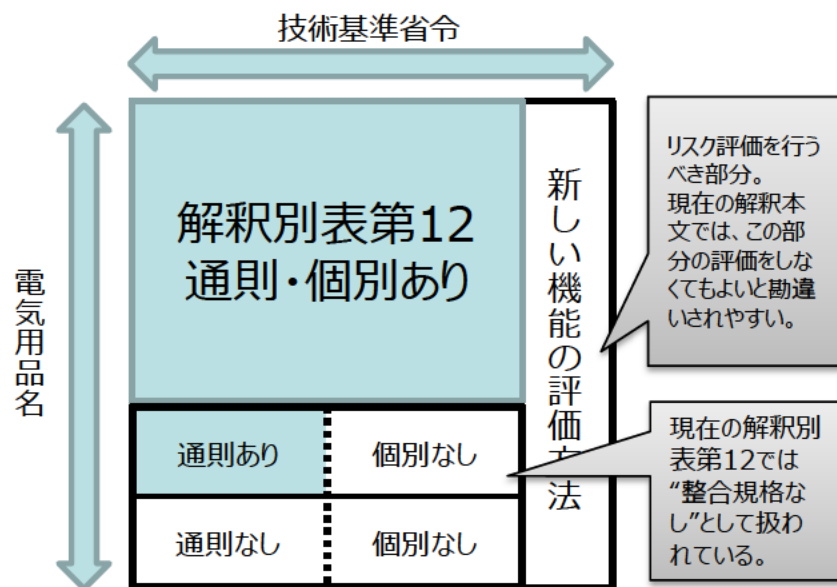
電気用品が、2以上の機能を有する場合にあっては、それぞれの機能に係る解釈を適用しなければならない。

また、この解釈に規定がない限り、別表第一から別表第十一までと別表第十二は、それぞれ独立した体系であることから、両者を混用してはならない。

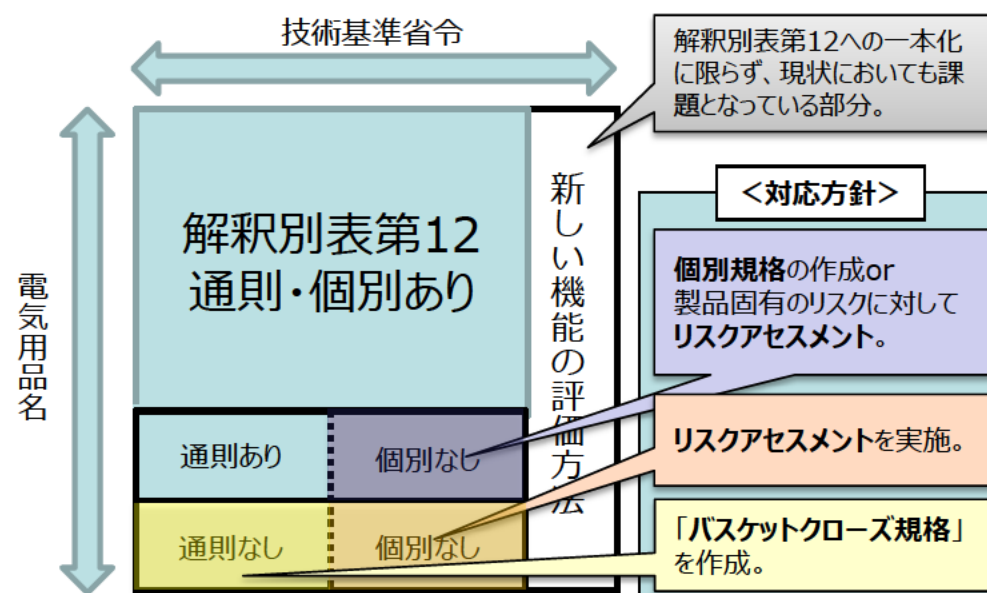
なお、省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

- 解釈別表第8を解釈別表第12へ一本化する際の課題は以下の通り。
 - 「**通則あり・個別なし**」の場合や「**通則なし・個別なし**」の場合がある。
 - 新機能の登場によって、**通則及び個別においても対応が仕切れない範囲が発生**する場合がある。
- 課題に対する対応（案）は以下の通り。
 - 業界による個別規格の作成、または製品固有のリスクに対してリスクアセスメントの実施。
 - 解釈別表第12において「**通則**」及び「**個別**」がない電気用品に対する、共通的な「**バスケットクローズ規格**」を作成。

解釈別表第12の一本化への現状の課題

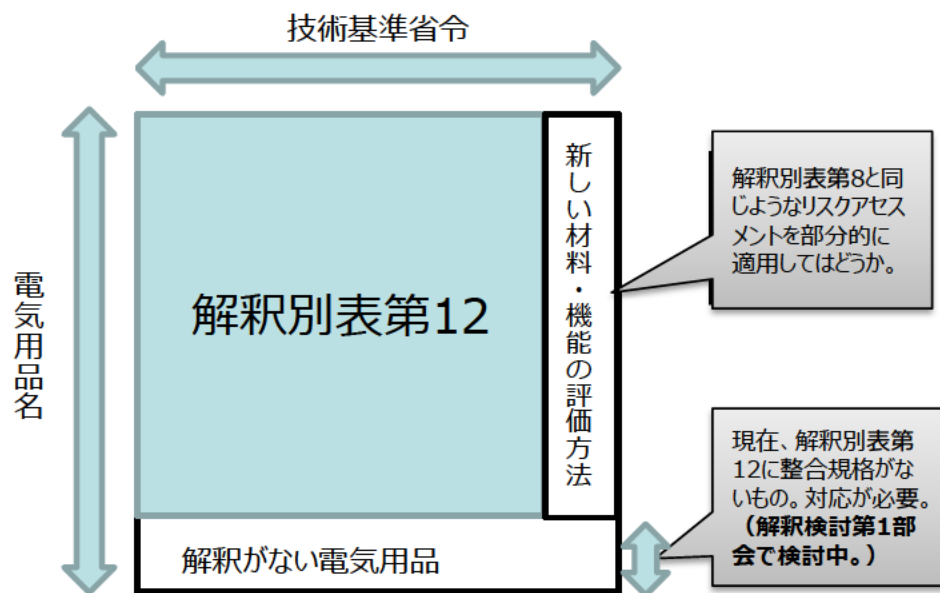


解釈別表第12の一本化への対応（案）



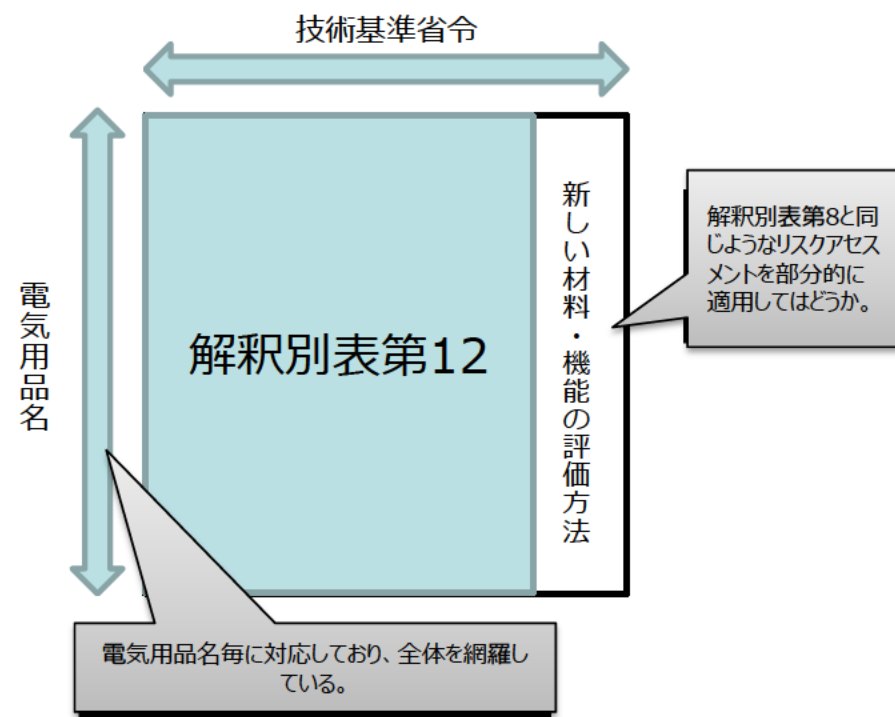
- 解釈別表第8以外の一本化後の対応状況は以下の通り。

解釈別表第2、3、5、6の一本化の現状の課題



【課題】基本的に電気用品名ごとの解釈が必要な分野であり、民間で規格作成ができない場合は、現在の解釈を引き続き残すか要検討。

解釈別表第1、4、7、9の現状



電気用品名毎の解釈があるため電気用品名を追加しない限り、新しい解釈は不要。ただし、新しい機能が考えられるので、解釈別表第8と同様のリスクアセスメントが必要。



登録検査機関の対応

- 特定電気用品に係る新たな整合規格が採用された場合、製造・輸入事業者のみならず、登録検査機関においても検査機器等を準備する必要がある。

誰が	何をする	いつ（予定）
国／登録検査機関	適合性検査の受検の見込みが低い電気用品における特殊な検査機器は、メーカーの所有設備が利用できるかどうかを海外のスキーム情報等を参考に検討する。	2025～2026年度

【登録検査機関ガイド改訂案】 3.2.1 (2) 外部設備を利用した試験

適合性検査の一部試験について、登録検査機関が外部の試験設備を借り受けて試験を実施することができる。この場合、当該試験設備が登録検査機関の規定する試験環境を満足する必要がある。また、外部設備を利用することができる一部試験については、IECEE-CBスキームにおいてSubcontracted（下請け可）となっている試験設備等（<https://www.iecee.org/committees/testing-equipment>）を参考とする。

周知広報

- 整合規格の新規作成及び見直しを行った場合の周知広報の強化を検討する。（一本化に伴い、現在、解釈別表第8を適用している届出事業者は、設計変更が必要になる可能性がある他、設計変更の有無に係わらず解釈別表第12で新たに検査を実施することとなる。一般的に、解釈別表第12は、目視的な検査が多い解釈別表第8に比べて、工数がかかる試験を実施する必要がある試験規定が増加するため、検査にかかる費用や検査にかかる日数の増大に伴うコストの増加に繋がるおそれがあることから、届出事業者のすべてに周知する手段を検討する。）

誰が	何をする	いつ（予定）
関係者	アクション1～10及び上記の登録検査機関の対応について対応する。	2025～2028年度
国 (製品安全課)	アクション10のA)対応後の周知（解釈別表第8の一本化予定の説明を含む）	2027年度
	アクション4対応後の周知（解釈別表第8の一本化予定の説明を含む）	2028年度
	解釈別表第8の一本化の周知（METIのHP、説明会、業界団体に協力依頼、電気用品調査委員会のHP、登録検査機関のHPなど関係者のHP掲載を要請など）	2028年度～猶予期間中
	解釈別表第8の一本化（猶予期間を十分に設ける）	2029年度開始



アクション	誰が	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	20??年度
【1】 現状維持	業界団体（12条）	規格原案作成						
	電気用品調査委員会	規格提案			適宜実施			
	国（IEC課）（11条）	規格原案作成						
	国（製品安全課）	規格採用						
【2】 国際規格 なし対応	業界団体（12条 or 業界規格）	規格原案作成						
	電気用品調査委員会	意向調査	規格提案					
	国（製品安全課）			規格採用				
【3】 業界なし 対応	電気用品調査委員会			規格提案				
	国（IEC課）（11条）	11条検討	規格原案作成		以降、国際規格発行に伴い適宜規格作成			
	国（製品安全課）				規格採用 J60335-1(4 版- H20) の廃止			
【4】 業界も国 際規格も なし	電気用品調査委員会			規格提案				
	国（IEC課）（11条）	11条検討	規格原案作成					
	国（製品安全課）				規格採用			
【5】 試験方法 等廃止	電気用品調査委員会	17規格廃止提 案、J1000改 正提案						
【7】 J1000見 直し	国（製品安全課）		17規格廃止、 J1000改正					
【6】 雑音のジェ ネリック規 格作成	業界団体(業界規格)			必要な場合、規格 作成				
	電気用品調査委員会	必要性調査	必要な場合、総務 省答申案作成		必要な場合、規格 提案			
	国（製品安全課）					必要な場合、規格 採用		

規格ができない場合は、規格が
できるまでアクション4で対応



アクション	誰が	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	20??年度
【8】 解釈別表 第11のJIS 化	業界団体		関連JISから引用	→ アクション1へ				
	国（IEC課）（11条）又は他（12条）	規格原案作成						
	国（製品安全課）				解釈別表第11の一本化	関連JISからの引用が終了までは旧解釈別表第11を残す。		
【9】 表1の別紙 の廃止	業界団体（JEMA）（12条）	規格原案作成（家電）（P）	規格原案作成（電動工具）（P）					
	電気用品調査委員会		規格提案・別紙廃止提案（家電）（P）	規格提案・別紙廃止提案（電動工具）（P）				
	国（製品安全課）			規格採用・別紙廃止（家電）（P）	規格採用・別紙廃止（電動工具）（P）			
【10】 解釈本文の 改正 リスクアセスメントの必要性の周知	電気用品調査委員会		新機能に対するリスクアセスメントの必要性を解釈本文に明記を改正提案		アクション4に従い解釈改正提案			
	国（製品安全課）	リスクアセスメントマニュアル作成（委託）		新機能に対するリスクアセスメントの必要性を解釈本文に明記	アクション4対応による解釈改正			
【11】 登録検査 機関対応 周知広告の 検討	関係者	各アクションに対応	→					
	国（製品安全課）			アクション10A) 周知	アクション4周知	→		
					解釈別表第8一本化周知			
					解釈別表第8の一本化改正	解釈別表第8の一本化開始		猶予期間終了
	登録検査機関	メーカー設備の利用の確認	→					

参考資料：実施者別のアクション



【電気用品調査委員会】の関連アクション

- 整合規格の整備における電気用品調査委員会の実施事項は以下のとおり。

アクション1 業界団体があるJISを解釈別表第12に採用することを国に提案

アクション2 JISがない場合、業界規格の予定調査、及び業界規格を解釈別表第12に採用することを国に提案

※アクション2の前に、「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」のうち、基準番号が“－”となっている箇所を精微化する必要がある。

アクション3 業界団体がない産業標準化法第11条によるJISを解釈別表第12に採用することを国に提案

アクション4 産業標準化法第11条によるバスケットクローズ規格を解釈別表第12に採用することを国に提案

アクション5 例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）の廃止を国に提案

アクション6 雑音の強さに関するジェネリック規格の必要性について審議

アクション7 J1000の見直しを国に提案

アクション8 なし（解釈別表第11のJIS化）

アクション9 表1の別紙の廃止を国に提案

アクション10 解釈本文の改正案を国に提案

アクション11 国が行う周知広報への協力



【産業標準化法第11条】の関連アクション

- 産業標準化法11条による可否の検討事項は以下のとおり。

アクション1 業界団体があるが、業界団体がJISを作れない又は関係業界が多いJIS原案を作成し、JIS制定又は改正を行う（現状活動の維持）

アクション2 なし（業界規格を解釈別表第12に採用することを提案）

アクション3 業界団体が無い（IEC規格あり）JIS原案を作成し、JIS制定又は改正を行う

アクション4 バスケットクローズ規格のJIS原案を作成し、JIS制定を行う

アクション5 なし（例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）の廃止）

アクション6 なし（雑音の強さに関するジェネリック規格）

アクション7 なし（J1000の見直し）

アクション8 解釈別表第11のJIS化検討

アクション9 なし（表1の別紙の廃止）

アクション10 なし（解釈本文の改正案）

アクション11 なし（登録検査機関の検討、その他周知広報の検討）



【製品安全課（NITE含む）】の関連アクション

- 製品安全課（NITE含む）のアクションは、以下のとおり。

アクション1 業界団体があるJISを解釈別表第12に採用（現状活動の維持）

アクション2 業界規格を解釈別表第12に採用

アクション3 業界団体がないJISを解釈別表第12に採用

アクション4 バスケットクローズ規格を解釈別表第12に採用

アクション5 例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）の廃止

アクション6 雑音の強さに関するジェネリック規格を解釈別表第12に採用

アクション7 J1000の見直し

アクション8 解釈別表第11の廃止

アクション9 表1の別紙の廃止

アクション10 解釈本文の改正 → リスクアセスメント手順の明確化、周知（次年度）

アクション11 登録検査機関の検討、その他周知広報の検討

電気用品調査委員会、JIS化、業界規格の動向を適宜フォローし、提案があった時点でアクション



【業界団体】の関連アクション

- 整合規格の整備における業界団体の実施事項及び意見調整事項は以下のとおり。

アクション1 業界団体があるJISを作成し、解釈別表第12に採用することを提案

アクション2 JISがない場合、業界規格を作成し、解釈別表第12に採用することを提案

アクション3 産業標準化法第11条によるJIS原案作成に参加

アクション4 産業標準化法第11条によるバスケットクローズ規格原案の作成に参加

アクション5 例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）の廃止確認

アクション6 雑音の強さに関するジェネリック規格の必要性について意見調整

アクション7 J1000の見直しに参加

アクション8 解釈別表第11のJIS化の必要性の検討

アクション9 表1の別紙の廃止の確認

アクション10 解釈本文の改正案の確認

アクション11 国が行う周知広報への協力



【登録検査機関】の関連アクション

- 登録検査機関は、必要に応じて以下の活動に参加、検討をする。

アクション1 業界団体があるJIS原案作成に参加

アクション2 JISがない場合、必要に応じて業界規格原案の作成に参加

アクション3 業界団体がない産業標準化法第11条によるJIS原案作成に参加

アクション4 産業標準化法第11条によるバスケットクローズ規格原案作成に参加

アクション5 例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）の廃止確認

アクション6 雑音の強さに関するジェネリック規格の作成に参加

アクション7 J1000の見直しに参加

アクション8 解釈別表第11のJIS原案作成に参加

アクション9 表1の別紙の廃止の確認

アクション10 解釈本文の改正案の確認

アクション11 登録検査機関の対応の検討、その他周知広報の検討に参加（リスクアセスメントに対するSマークの対応検討を含む）



【消費者団体】の関連活動

- 消費者団体の関連活動は以下のとおり。
- ✓ 電気用品調査委員会への参加
- ✓ JIS原案及び業界規格作成に参加（アクション1～4）